

# 法人なかま

2023.November

11

No.573

- 01 研修カレンダー  
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ  
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ  
新年号名刺広告協賛のご案内
- 05 税制改正に関する提言
- 06 大規模法人説明会
- 07 神田わが街  
株式会社マンセイ社  
代表取締役社長 角田 一郎 氏
- 09 税法実務研修会
- 10 会社経理実践講座
- 11 食いしん坊手帖  
新世界菜館
- 13 コラム  
歳川隆雄 レポート
- 14 ワイズ・パートナーズ税理士法人  
税理士からのアドバイス
- 15 税務署からのお知らせ  
税を考える週間 ほか
- 16 コラム  
税理士 手嶋浩明
- 17 コラム  
フリーランスライター 藤木順平



 公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

## 研修カレンダー

11月

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30  
水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木

● 源泉部会 公開研修  
(集合&オンライン形式)  
テーマ「源泉部会の「年末調整説明会」」



● 源泉部会 公開研修  
日時：11月8日(水) 午後2時～4時30分  
会場：日本教育会館 8階 第二会議室  
講師：神田税務署 担当官

● 第7回税法実務研修会  
(集合&オンライン形式)  
テーマ「法人税の税額計算・特別控除等」



● 第7回 税法実務 研修会  
日時：11月15日(水) 午後2時～4時  
会場：神田法人会2階セミナールーム  
講師：東京税理士会神田支部所属 税理士

● 大規模法人説明会  
(集合&オンライン形式)  
テーマ「税務行政の現状と課題」  
「電子帳簿保存法の実務について」  
「インボイス制度について」



● 大規模 法人説明会  
日時：11月20日(月) 午後2時～4時  
会場：KKRホテル東京 11階孔雀  
講師：東京国税局調査部部長  
東京国税局調査第一部調査開発課担当官  
東京国税局課税第二部消費税課担当官

● 第5回会社経理実践講座  
(完全オンライン形式)  
テーマ「税務調査対応の基本」



● 第5回 会社経理 実践講座  
日時：11月21日(火) 午後2時～4時  
講師：東京税理士会神田支部所属 税理士

「新型コロナウイルス」感染拡大の状況により、研修会等を中止する場合がありますので、予めご了承ください。  
また、参加の際は参加直前の体調管理、体調不良や高熱の際の参加見送り、うがい、手洗い、マスクの着用等感染予防にご配慮くださいます様、お願い申し上げます。

## 税の暦 11月の税務



- 11月10日
  - 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月15日
  - 2 所得税の予定納税額の減額申請
- 11月30日
  - 3 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
  - 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
  - 5 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

- 8 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

● 11月中において都道府県の条例で定める日

- 11 個人事業税の納付(第2期分)

※税を考える週間…11月11日～17日

### [確定申告書等(申告のお知らせ)]

| 決算期     | 発送予定日     |
|---------|-----------|
| 令和5年10月 | 11月28日(火) |
| 令和5年11月 | 12月27日(水) |

### [予定(中間)申告書]

| 決算期               | 発送予定日    |
|-------------------|----------|
| 令和6年4月(7月・10月・1月) | 12月5日(火) |
| 令和6年5月(8月・11月・2月) | 1月9日(火)  |

※決算期のかっこ書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

申告納税は



# みんながつながる第一歩!

## メールアドレスご登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

## メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- 将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

## 取得したメールアドレスの取り扱いについて

- 今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはございません。
- また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- 各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

### スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、  
入力フォームから  
ご登録ください



登録URL  
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

### ホームページからのご登録

神田法人会ホームページ  
のバナーからアクセスし、  
入力フォームから  
ご登録ください

ココを  
クリック



### FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします

(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、- (ハイフン)と\_ (アンダーバー)等)

記入例

|          |          |                  |
|----------|----------|------------------|
| オーアンダーバー | イチゼロナナ   | エルハイフン           |
| o_       | sato 107 | @ l- kanda.co.jp |

宛名

### ご注意事項

- ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願いいたします
- メールアドレスの読み取りミスを避けるため、できるだけスマートフォンからのご登録をお願いいたします

神田法人会から本誌令和6年1月(新年)号へ

## 広報誌新年号 名刺広告協賛のご案内



本年度も新年号に新年のご挨拶の意味も込めて掲載する名刺広告の募集をさせていただきます。会員の皆様のお申し込みを心よりお待ちしております。

本年度よりホームページのリニューアルに併せ広報誌をホームページ上でも閲覧が可能となりました。

広告掲載もより広く発信されていきますので会社のPR等に是非ご活用ください。

**税を軸に活動を広げる**

**法人会の広報誌に広告を掲載して!**

**脱"コロナ禍"**

### 掲載料

●1枠(縦26mm×横80mm) ¥12,000(税込) ●お写真・ロゴマーク等は必須ではありません。

【見本】原寸大 イメージと記載内容は一例です。

イメージ1 (代表者様の顔写真等)



株式会社 法人なかま  
代表取締役会長  
**神田 太郎**  
千代田区神田錦町3-13  
TEL. 3294-2531 FAX. 3294-2500  
<http://www.kanda-hojinkai.com>

イメージ2 (会社のロゴマーク等)



株式会社 法人なかま  
代表取締役会長 **神田 太郎**  
千代田区神田錦町3-13 TEL.3294-2531 FAX.3294-2500  
<http://www.kanda-hojinkai.com>

イメージ3 (商品例等)



**レストラン法人なかま 神田店**  
代表取締役会長 **神田 太郎**  
千代田区神田錦町3-13 TEL.3294-2531  
(営業時間) 月~金(昼)11:00~14:30(夜)17:00~22:30/土(夜)18:00~22:00

申込〆切日

**11月24日(金)**

お申込は**当会HP「お問合せ」**又は下記内容を**FAX(03-3294-2531)**でお送りください。  
追って担当者よりご連絡致します。

| 法人名 | ご担当者名 | 電話番号 | HP上の広報誌面への表記   |
|-----|-------|------|--|
|     | 様     |      | <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない |

新年号への名刺広告は会員のみへのご案内とさせていただきます。他にも広告掲載のサービスはございますので、お気軽にご相談ください。

法人会 からの提言

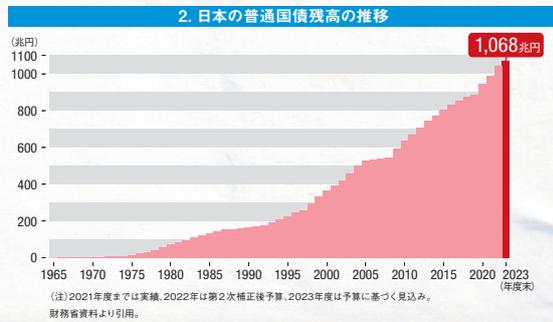
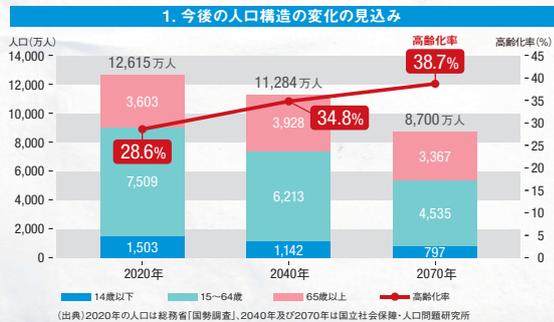
# 少子高齢化 × 国債残高 1000兆円超

## 私たちは財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円を超えています。コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。



公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三  
伊藤忠商事(株) 名誉理事



## 令和6年度税制改正に関する提言(概要)

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

- 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳入・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。
- まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリ・バランス=PB)黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円(令和5年度 約134兆円)に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

#### 3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・国会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

### II 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。
- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

#### 2. 事業承継税制の拡充

- 中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し。

#### 3. 消費税関係

- 政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

#### 法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への相続教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」※を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



公益財団法人  
全国法人会総連合

令和5年度

# 大規模法人説明会



テーマ

## 税務行政の現状と課題

東京国税局調査部部長

## 電子帳簿保存法の実務について

東京国税局調査第一部調査開発課担当官

## インボイス制度について

東京国税局課税第二部消費税課担当官

**日時** 令和5年11月20日(月) 午後2時～4時

**会場** KKRホテル東京 11階 孔雀  
(東京都千代田区大手町1-4-1)  
ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式

**会費** 無料

**定員** 会場 100名様まで  
オンライン 500名様まで

**申込期日** 11月13日(月)まで

**申込方法** 神田法人会HPより事前申込制になります



### step 1

神田法人会HP  
事業・研修のご案内の  
予定一覧を確認

### step 2

一覧の中にある  
「大規模法人説明会」を  
選択

### step 3

案内ページ下部の  
お申込フォームより  
必要事項を入力し  
お申込

### step 4

自動返信の  
メールが届けば  
お申込完了となります

## お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

### ■会場申込について

①お申込代表者様より参加者名・人数  
を確定の上お申し込みください。

### ■オンライン申込について

①原則お申込はご参加者様ごとに登録ください。  
②一つのアドレスで複数名ご参加される場合は登録  
時に入力フォームへご入力ください。  
③当日使用するアドレスをご登録ください。  
※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内致  
します。アドレスの誤入力、ドメイン設定等ご確認  
お願い致します。

### ■資料について

①会場参加者へは紙の資料をお配りします。  
②オンライン参加者につきましてはお申込ペー  
ジ下部の資料用URLよりダウンロードお願い  
致します。  
※資料ダウンロードは開催3日前より可能です。

# 神田わが街

第8回

## 株式会社マンセイ社

1946年5月に設立。元々は謄写版印刷(タイプ印刷)が事業の柱だったが、ワープロの台頭などにより需要が激減。印刷事業は縮小し、貸しビル業にシフト。現在は外神田のほか台東区、文京区にもビルを所有。秋葉原の再開発により本社ビルの存続が危ぶまれている。

### 企業データ

●本社 東京都千代田区外神田1-3-6  
TEL 03-3255-3005

2023年11月現在



総武線のガードの向こうに見える街並みが再開発エリア。マンセイ社の本社はガードをくぐった右側に建つ



お父さんの角田実さんと。お父さんは昭和4年生まれ。かつては神田法人会の会員で、副会長を務めたこともある

# バブル景気の中心地から再開発の渦中へ

## 電気の街はサブカルチャーの聖地に

神田法人会第七地区長を務める角田一郎さんは、芳林小学校、練成中学校を卒業した生粋の神田っ子だ。その当時、父の実さんが外神田1丁目、いわゆる秋葉原で印刷会社を営んでいて、住居も兼ねていた。謄写版印刷がメインで、角田さんの幼少期、印刷所はタイピストや職人さんが汗を流し、活気に溢れていたという。印刷会社の社名はマンセイ社。秋葉原の象徴ともいえる万世橋にあやかっただ。万世橋の上流部には昌平橋が架かる。この二つの橋の歴史はとても入り組んでいて、名称が変わったり、場所が変わったり、役割が変わったりと時代の流れと神田川の流れに翻弄されてきた。また、千代田区内の小中学校の姿も移り変わり、角田さんの母校である芳林小学校は昌平小学校、練成中学校は神田一橋中学校に生ま

れ変わった。変わったといえば、秋葉原の街そのものだろう。読者の皆様にとって秋葉原といえば電気の街であろうが、その代名詞ともいえた石丸電気もサトームセンも秋葉原ラジオストアも姿を消して久しい。ミレニアル世代以降の人にとって秋葉原はアニメや漫画喫茶やゲームといったサブカルチャーの聖地なのである。

## バブル時代に長銀系列の不動産デベロッパー

1984年に明治大学を卒業した角田さんは、日本長期信用銀行(以下、長銀)子



万世橋から神田川を見下ろす角田さん。再開発の計画案では向かって右側の護岸が親水護岸になり、船着き場も造られるという



関東大震災後の万世橋付近から秋葉原駅を見た風景。中央の線路は総武線。右奥の建物が秋葉原駅。その向こうの白い建物は神田市場(現在のUDX)。右下の小屋のような建物は旧万世橋駅の地下鉄乗り場

会社の不動産デベロッパー、日本ランディックに入社。時はバブル前夜。長銀といえば、就活ランキングでは常にトップ10に入る超優良銀行であり、決して倒産することはないと信じられていた。そして、不動産業といえば、バブル期に最も華やかだ業界といえる。子会社とはいえ、その傘下の不動産会社に入社できたことで、角田さんの会社員人生は安泰かと思われた。入社してすぐに、地価はぐんぐん上がり、不動産市場と株式市場は活況を呈した。バブル景気という熱に日本列島が浮かされていたあの時代、角田さんはその中心にいたのである。しかし、1991年にまさに泡が弾けるように地価と株価が急落。その内持ち直すだろうという淡い期待がなかったわけではないが、暴落は止まらず、1995年に角田さんは11年勤めた会社を辞めた。不沈船だったはずの長銀が破綻したのはその3年後である。その頃、父の経営するマンセイ社もバブルの不況下に立たされていた。マンセイ社が主軸にしていた謄写版印刷市場は1980年代に急速に衰退し、新しい印刷技術が次々に出現した。印刷業と並行して父は貸しビル事業に注力し、文京区や台東区にもビルを建てた。当然、現金で買えるはずもなく、銀行からの融資で手に入れた。「バブルの頃は借りてください、借りてくださいだったのが、バブルが弾けた途端に手のひらを返すように返してください、返してくださいです。よく言われることですが、本当にその通りになりましたね(笑)」と角田さんは当時は振り返る。不動産デベロッパーとしての経験を積んだ角田さんはマンセイ社を守るため奔走。金融機関によるあからさまな貸し剥がしに直面していた角田さんに、救いの手を差し伸べてくれたのが中小企業金融公庫

(現在の日本政策金融公庫)だった。地獄で仏に会った角田さんはどうにか窮地を乗り切り、2010年に代表に就任し今に至る。

## 秋葉原再開発の渦中に

近頃、再開発という言葉をよく見かけるようになった。明治神宮外苑の再開発の是非は、故・坂本龍一さん、サザンオールスターズらのアーティストやユネスコの諮問機関である「イコモス」まで加わり、大きな注目を集めている。

当初は9月からイチョウの木の伐採が開始される予定だったが、一旦は事業を認定した東京都が土壇場になって待たされた。来年の1月以降にずれ込む見通しになった。計画では外苑に建ち並ぶ高さ3m以上の樹木1,904本のうち、743本が伐採されることになる。反対意見が出るのは当然だが、開発によるメリットもあるはずである。どのような結末に向かうのか、部外者とはいえ気になるところだ。

一方、秋葉原も20年ほど前に再開発計画が持ち上がり、賛成派、反対派が議論を重ねてきた。再開発の対象になっているのがJR秋葉原駅「電気街口改札」から中央通りを渡った約1.7ヘクタールのエリア。住所でいうとマンセイ社の本社ビルが建つ外神田1丁目である。角田さんはまさに、その渦中にあるのだった。計画の柱は、神田川沿いに船着場と親水護岸を造ること。そして、同エリアで最高層となるオフィスや商業施設などが入る170mの超高層ビルと、ホテルや住宅棟などが入る50mの高層ビルを国道上空のデッキで結ぶというものだ。これが実現すると、マンセイ社の本社ビルはもとよりオノデンなどの家電量販店が建ち並ぶビル群はすべて取り壊されることになる。「元々私は開発する側にいた人間ですからよくわかるんですけど、そんなに良いことばかりじゃないですよ。合意がとれず絵に描いた餅で終わるケースも多いんです。そして、再開発してしまったら、もう二度と後戻りはできない。今の景観は永遠に失われてしまうんです。せっかく世界中から観光客がやってくる独特の世界観のある街なのに、それを捨ててしまっただけにでもあるような街になる価値が本当にあるの

でしょうか」と角田さんは開発に慎重な立場を貫いてきた。事業を進めるには地権者の3分の2以上の同意が必要になる。これまで、これをクリアできなかったのだが、9月の区議会で3分の2以上の同意が得られる見通しが立ったとの報告がなされ、事業は前進する可能性が出てきた。「本来なら、ウチの本社ビルも建て替えたかったです。しかし、再開発の計画が持ち上がって以降、建て替えるわけにもいかず、身動きが取れない状態が長く続いています。再開発計画というのは時間を止めてしまうんですよ」と万世橋の上で角田さんはつぶやいた。

ゆく川の流れば絶えずして、しかももとの水にあらず

「方丈記」(鴨長明)の冒頭の一節である。目まぐるしく変化してきた秋葉原で生まれ育った角田さんの目に、神田川の流ればどのように映っているのだろうか。

レポート◎山根和明(広報委員会)

## 株式会社マンセイ社

代表取締役社長  
**角田一郎**(かくたいいちろう)

1962年1月28日 千代田区外神田生まれ  
1984年3月 明治大学文学部卒業  
1984年4月 日本ランディック入社  
1995年3月 日本ランディック退社  
1995年4月 株式会社マンセイ社入社  
2010年3月 株式会社マンセイ社代表取締役に就任、現在に至る

趣味は古い町並みめぐり、散歩。奥様も未だ町のご出身。神田法人会 第七地区長



令和5年度  
第8回

# 税法実務研修会



## テーマ

- 税制改正等について
- 法人事業税・都民税の申告の留意点
- eLTAX (地方税の電子申告) 利用等に関するお願い
- 事業所税の概要について
- 事業所用家屋貸付等申告書について
- 固定資産税 (償却資産) 申告の留意点
- 地方税共通納税システムについて

**日時** 令和5年12月6日(水) 午後2時～4時

**会場** 神田法人会2階セミナールーム  
集合型形式

**講師** 千代田都税事務所 担当官

**テキスト** 当日配布致します

**会費** 会員 無料  
非会員 2,000円

**定員** 60名様まで

**申込期日** 11月29日(水) まで

**申込方法** 神田法人会HPより事前申込制になります



### step 1

神田法人会HP  
事業・研修のご案内の  
予定一覧を確認

### step 2

一覧の中にある  
「税法実務研修会」を  
選択

### step 3

案内ページ下部の  
お申込フォームより  
必要事項を入力し  
お申込

### step 4

自動返信の  
メールが届けば  
お申込完了となります

令和5年度  
第6回

# 会社経理実践講座

オンライン



テーマ

## 決算の実務 ～月次決算と年次決算

**日時** 令和5年12月21日(木) 午後2時～4時

**会場** ZOOMウェビナーを用いた完全オンライン形式

**講師** 東京税理士会神田支部所属 税理士

**テキスト** 株式会社税務研究会発行「決算・税務申告対策の手引」  
予価2,860円(税込)

※お申込者様へは割引価格でのご提供となります。請求書は発送時に同梱となります。

**会費** 会員 テキスト代のみ  
非会員 テキスト代+参加費2,000円/人

**定員** オンライン 100名様まで

**申込期日** 12月5日(火)まで

**申込方法** 神田法人会HPより事前申込制になります

### step 1

神田法人会HP  
事業・研修のご案内の  
予定一覧を確認

### step 2

一覧の中にある  
「**会社経理実践講座**」を  
選択

### step 3

案内ページ下部の  
お申込フォームより  
必要事項を入力し  
お申込

### step 4

自動返信の  
メールが届けば  
お申込完了となります

## お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

### ■お申込について

- ①本研修はZOOMウェビナーによるオンラインのみでの開催になり、テキストのご用意が必須となります。
- ②お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。  
※自動返信でご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
- ③共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。  
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

### ■テキストの購入について

- ①テキストを既に所持している場合においては別途購入の必要ございません。
- ②申込締切はテキスト購入の手続きを含めた締切となります。  
その為締切後の追加購入やキャンセルはお受け致しかねますのでご注意ください。
- ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
- ④テキストの発送・請求は当会からではなく(株)税務研究会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。

令和版

# 食いしん坊手帖

Vol.8

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



上海ガニの老酒漬け。カニ味噌と身の甘みが蒸しガニよりもさらに濃厚で、口内にねっとりとなばりつく。3,300円

## ナンバーワンではなく オンリーワン 上海ガニの「魔味」に 酔いしれる

レポート◎山根和明(広報委員会)

### 新世界菜館

東京都千代田区神田神保町2丁目2 新世界ビル  
電話：03-3261-4957  
●営業時間：昼の部 11:00～15:00 (L.O 14:30)  
夜の部 17:00～22:00 (L.O 21:00)  
●定休日：ナン  
※年末年始休業あり  
全180席 テーブル個室全10室(4～50名用)



紹興市の大越酒業と共同開発した紹興酒。写真の白い裏で熟成させた状態で蔵に保管している。5年、8年、15年の熟成紹興酒を飲み比べるテイティングセット(各150ml)は4,000円

## かつては40軒もの中華料理店が あった街

神田神保町は世界最大の本の街。大小さまざまな書店、古書店が150軒はあるといわれる。なぜ本屋が集まっているかという、明治時代に東京大学、中央大学などの大学が次々に建てられ、学生の街として栄えたからである。これら大学には海外からの留学生も多く、大正時代には1万人以上の中国人が界隈に住んでいたという。必然的に中華料理店が増え、明治時代から続く『揚子江菜館』や『漢陽楼』といった老舗店が今なお健在だ。「ウチは終戦の翌年に創業しましたが、最初は今という町中華でした。それこそカレーから親子丼まで、なんでもあり。当時はこの界隈で40軒ほどの中華料理店がありました」と話すのは、新世界菜館二代目の傅永興さん。靖国通りに面した今の店舗は地上8階建てのビルで、高級中華料理店然とした店構えである。座

席数は180席で、ランチタイムにはこの席数が埋まるほどの人気ぶりがある。

## 生きたまま 老酒に漬けられた酔蟹

秋から冬にかけての看板メニューは上海ガニだ。上海ガニを提供するお店は珍しくないが、同店のこだわりは生きたカニを中国から週に2回、仕入れているという点だ。上海ガニの標準和名はチュウゴクモクズガニで、日本に生息しているモクズガニと姿形はとてもよく似ている。また、繁殖力が強く「世界の侵略的外来種ワースト100」に入っていて、国内への輸入や飼育には特別の許可が必要になる。だったら、手間暇かけずに国産のモクズガニでもいいのでは?と思ってしまうが、「どうやらカニの味を左右するのはエサのようなんです。上海ガニは中国各地で畜養されています。私は中国に何度も足を運び、各地の上海ガニを食べましたが、畜養する池によって味が違うんです。吟味した結果、南京市のそばの高郵湖で畜養されたカニが一番でした。もちろん国産のモクズガニも試しましたが、豊富なエサで育てられた上海ガニには勝てませんでした」と傅さん。現在は高郵湖を中心に、その周辺から生きたカニを仕入れている。これを姿蒸しにしたり、フカヒレと一緒にスープにしたりするのだが、真骨頂は老酒漬けである。紹興酒やアルコール度数50度以上の白酒、塩水、生姜などをブレンドして作った秘伝の調味液に生きたままカニを漬ける。元来、上海ガニは淡水に生息するので生では食べられないが、高いアルコール度数の酒に生きた状態で漬け込むことで生食が可能になるのだ。同店では最低でも10日間以上は漬け込むという。こうして隔々まで老酒がいきわたり、文字通り「酔蟹」となった上海ガニの旨さを一言で表わすというなら「魔味」とでもいおうか。一度賞味したら虜になってしまうほどの魔力があり、リピーターが年々増えていくのもうなずける。「兄とふたりで、ナンバーワンではなくオンリーワンを目指そうとやってきた結果だと思います」と傅さん。

## オリジナルのビンテージ紹興酒

そしてもう一つのオンリーワンを挙げるとしたら同店オリジナルの紹興酒である。そもそも紹興酒は、日本酒と同じ醸造酒である。日本酒がうるち米を原料に用いるのに対し紹興酒はもち米を用いる。中国では穀物を原料にした醸造酒を黄酒といい、蒸留酒を白酒という。黄酒の中で長期熟成させたものが老酒で、紹興酒



大小さまざまな個室があるのも人気の理由のひとつ



向かって右が現社長の傅永興さん、左がご子息で料理長を務めている智さん



元々は賄い料理だったという中華風カレーライス。990円。お客さんのご要望に応じて、豚角煮カレー1,430円、排骨カレー1,430円、カツカレー1,430円もラインナップに加わった

は浙江省紹興市で醸された老酒の一種。紹興市以外で醸された老酒を紹興酒と呼ぶことはできない。「兄とふたりでさんざん現地に行き、日本人の味覚に合う紹興酒を探していくつもの酒蔵を巡りましたね」と傅さん。その中の大越酒業とは業務提携をして、大越貴酒という紹興酒を共同開発。今は紹興市と日本国内に紹興酒を醸す蔵を設けて、寝単位でビンテージ保管している。一般的な紹興酒の瓶には「陳五年」などと表記されている。これは5年熟成させた紹興酒をメインに他の年代のものをブレンドして造られたものなのだが、新世界菜館の糞出し紹興酒はブレンドされる前の原酒なのである。糞から出した5年もの、8年もの、15年ものを飲み比べることもできる。紹興酒は若いほどフレッシュでアルコール感や酸味が強い傾向で、年を重ねるとともにマイルドな深い味わいになる。先述の上海ガニの老酒漬けに用いられるのも、この紹興酒である。そしてさらに、秘伝の老酒が隠し味に用いられているのが根強い人気のカレーライスである。当初は賄い料理だったが、その美味しさから50年ほど前にメニューにラインナップされた。カレーの具材を炒める際に紹興酒がふんだんに使われるのだ。炒めた具材を煮込む際はお湯ではなく中華スープが用いられる。これだけでも美味しそうだが、できたカレーを一晩寝かせるのが秘訣だという。

「家庭のカレーも作った初日より2日目のほうが美味しいと言われますよね。特にウチの場合は紹興酒を用いることもあり、寝かせたほうがより味に深みが増すんですよ」と傅さんは目を細める。新世界菜館では例年、上海ガニを提供するのは9月中旬から2月上旬まで。1シーズンに3万匹ものカニが調理されるという。



これが生きたままの状態



これは蒸した状態

現在の永田町の最大関心事は、改めて指摘するまでもなく岸田文雄首相が、10月20日に召集された第212回臨時国会の会期内に衆院解散を断行するのの一点にある。この解散のタイミングについて政権党・自民党内に今秋を含む年内の早期解散派と慎重派の相克があり、双方からロシアによるウクライナ軍事侵攻当初の「情報ハイブリッド戦」並みの情報合戦が際立った。先ず9月下旬に早期解散派が仕掛けたのは臨時国会召集冒頭解散・11月12日衆院選投票開票説を示すA4版2枚の政治日程表をメディア関係者中心に政権要路まで配付したのだ。同日程表には、総選挙後の同11月27日特別国会を召集し、首相所信表明・財務相財政演説→各党代表質問→衆参院予算委員会23年度補正予算案審議→12月11日補正予算成立→20日会期終了の詳細な記述があった。一方の早期解散慎重派は「政治日程予測（23年9月29日現在）」と題したA4版1枚に、10月20日の臨時国会召集冒頭に解散断行・11月14日公示・26日投開票（いずれも大安、見送りへ）の記述に始まり、同22日の衆参院2補選（参院高知・徳島選挙区が野党統一候補なら自民敗北も）→12月上旬?補正成立、臨時国会閉幕（解散見送り）→24年度予算編成、税制改正（財源論先送り）→16日ASEAN特別首脳会議（～18日、東京）、中下旬?日中韓首脳会議開催（ソウル）→日韓首脳会談も?22日24年度政府予算案閣議決定。**【2024年】**1月中旬?東京でウクライナ復興会議→13日台湾総統選→22日通常国会召集（19日の公算も）政府4演説、冒頭解散見送り→下旬?24年度予算審議入り→2月末?衆院通過（年度内成立確定）→3月末予算成立(???衆院解散4月16日公示・28日投開票・いずれも仏減=見送りの公算)→4月28日衆参院統一補選→6月19日国会会期末解散（7月6日=先勝公示・14日=友引=投開票、先送りの公算も）までが詳述されている。さらに続く。7月14日?都知事選(小池氏続投)=会期末解散なら衆院選と同日選→9月30日?首相続投が党内大勢なら党・内閣人事(麻生・茂木氏交代、主要幹部大幅入れ替えに)、?首相退陣なら総裁選投票・茂木、林、河野3氏が対決(高市、萩生田氏は出馬せず?)→10月上旬??臨時国会で首相指名閣僚・新内閣発足(茂木氏か河野氏?)——。こちらのペーパーは、一言でいえば、岸田首相が衆院解散・総選挙に踏み切れず、レームダック状態のまま来秋まで政権を維持するだけで終わるといったものだ。

このような熾烈な情報戦が繰り返される中で、現状の岸田氏の胸中を探ると如何なる政局シナリオが

見えて来るのか。筆者は同氏の本音を探るべく9月下旬から10月中旬までに首相周りのキーパーソン数人とのオフレコ懇談の機会を得た。首相側近の一人は年内解散の可能性は極めて低いと断じた。同氏の背景説明は非常に説得力があった。一例を挙げる。10月下旬に発表する経済対策は国民が期待・納得する具体策に欠け、内閣支持率上昇に結び付かないというのである。残念ながらサプライズが無いというのだ。焦点の経済対策策定に自ら関与した当人がそう言い切るのだ。他方、年内解散の可能性を排除すべきではないとする別のキーマンは岸田氏のキャラクターを軽視してはならないと語った。解散のタイミング判断の分岐点となった経済対策取りまとめと、その財源となる23年度補正予算案策定・成立をパッケージにした「完成品」とするのか、それとも“バラ色”に見せる経済対策発表そのものを「売り出す」のは別モノとするのかが結節点であると指摘した。即ち財源の裏打ちがある経済対策が総選挙の争点になると、補正予算の規模(額)から経済対策のメニューまでが俎上に載ることを懸念しているのだ。10月初旬まで筆者は個人的に経済対策発表後の10月下旬の解散・11月14日公示・26日投開票(早期解散説)に与していた。ところが岸田氏がかくも「補正予算案の臨時国会提出、会期内の成立に全力を尽くす」発言を繰り返す以上、これまでの今秋の解散・総選挙説の修正を余儀なくされた。では、本当に年内解散の可能性は消え去ったのか。答えはノーである。23年度補正予算は恐らく11月17日前後に成立する。そして岸田氏は同20日の週に衆院を解散し、12月5日公示・17日投票を決断するとみる。首相周りの一人が筆者に語った言葉「岸田氏キャラ」が極めて重要である。自民党現有議席261が減るのは不回避であるが20～25議席減にとどめることが出来ると確信すれば断行するはずだ。年内総選挙に踏み切り「負けなかった」結果を得て来年1月召集の通常国会に臨むことになれば求心力は回復し、来秋の総裁選再選を掌中に収めるのは確定的となるのだ。こうした強行突破戦略・戦術を採る“凄さ”を、現在の岸田首相は持っている。

(2023年10月10日、神保町のオフィスにて)

歳川隆雄 (としかわ たかお)

1947年東京生まれ  
上智大学英文科中退。  
現在は情報誌「インサイドライン」編集長。  
TV、ラジオ、雑誌等で活躍中の気鋭の  
ジャーナリスト。当会会員。



# 税理士からの アドバイス

vol.105

2割特例(インボイス発行事業者となる  
小規模事業者に係る負担軽減措置)



山崎 純一  
税理士

ワイズ・パートナーズ税理士法人  
〒101-0025 千代田区神田佐久間町3-1-1  
秋葉原CHビル3F  
TEL. 03-5829-8729  
FAX. 03-5829-8759

Q. インボイス制度における2割特例とはどのような制度なのでしょうか。



A. 2割特例とは、免税事業者が適格請求書発行事業者として課税事業者となった場合において、仕入税額を売上税額の8割とする制度です。

売上税額－売上税額×80%＝納付税額(売上税額の20%)

## 1 2割特例の適用対象となる事業者とならない事業者

### (1) 対象となる事業者

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になった事業者

### (2) 対象とならない事業者

- ・ 適格請求書発行事業者でない課税事業者
- ・ 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ・ 資本金1,000万円以上の新設法人
- ・ 調整対象固定資産・高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者
- ・ 課税期間の短縮の特例の適用を受ける事業者

## 2 適用対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用することができます。

## 3 適用を受けるための手続き

消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

## 4 簡易課税制度と2割特例

### (1) 簡易課税制度とは

簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出している場合に適用することができます。

### (2) 2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択

2割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

### (3) 有利選択

- ① 簡易課税制度選択届出書の提出あり  
申告時に簡易課税か2割特例の有利な方を選択することができます。
- ② 簡易課税制度選択届出書の提出無し  
申告時に本則課税か2割特例の有利な方を選択することができます。

## 税を考える週間

11月11日～11月17日

～これからの社会に向かって～

私の納税が、  
私たちの生きる  
未来をつくる。



進めています、税のデジタル化  
税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

スマホとマイナンバーカードを使って  
自宅から e-Tax で確定申告

マイナンバーカードを使って  
年末調整や確定申告を自動入力

請求から受取まで  
納税証明書はオンラインで完結

自宅やオフィスから  
キャッシュレスで国税を納付

電子帳簿保存で  
経理をデジタル化

税の疑問は  
AI チャットボット(ふたば)に相談

税を考える週間



# 国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号 7000012050002

始まっています、インボイス制度

### ！ 不審なショートメッセージやメールにご注意ください

現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

国税庁(国税局、税務署を含む)では、ショートメッセージによる案内を送信していません。また、国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信していません。

不審なショートメッセージやメール、国税庁ホームページになりすましたサイト(送信元やリンク先アドレスの表記を装っている場合もあります。)にアクセスすると、被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。  
また、支払い等に応じることがないようご注意ください。

国税庁を装った不審なメールの実際の文面及び注意点などの詳細についてはこちらをご確認ください



## インボイス発行事業者でない事業者との取引について ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

**リサ** 令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まりました。インボイス発行事業者でない事業者との取引をした場合は、どのような影響があるのでしょうか。

**サキ先生** インボイスは、Tで始まる数字13桁の登録番号や商品ごとの税率（8%か10%）等を明記した請求書等で、買手の事業者が納める消費税を計算する際に、売上に係る消費税から仕入れに係る消費税を控除するために必要になります。ただし、インボイスを発行できるのは、インボイス発行事業者の登録をした消費税の課税事業者に限られます。したがって、インボイス発行事業者でない事業者が発行する請求書等に記載された消費税相当額は、事業者が消費税を計算する際に消費税として控除できません。

ただし、経過措置として最初の3年間は、この事業者に支払った消費税相当額の80%は控除可能です。また、次の3年間は、消費税相当額の50%は控除可能となっています。

**リサ** インボイス発行事業者でない事業者との取引により、消費税の負担が増えるのですね。

**サキ先生** すべての事業者に影響があるかというと、そうではありません。簡易課税を選択している事業者は、納める消費税を計算する際に控除する消費税を、支払った消費税ではなく、売上に係る消費税に一定のみなし仕入れ率を乗じて算出するため、インボイスを必要とせず、インボイス発行事業者でない事業者との取引であっても、事業者が納税する消費税には影響しません。

**リサ** 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合、この事業者自身の消費税についても教えてください。

**サキ先生** 免税事業者がインボイス発行事業者になると、課税事業者として消費税の納税義務が生じます。ただし、免税事業者がインボイス発行事業

者として課税事業者になった場合、3年間（令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間が対象で、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間等を除く）は、負担軽減措置として、売上に係る消費税の2割を納税額とすることができます。

**リサ** そうすると、免税事業者は、インボイス発行事業者になった方が良いでしょうか。

**サキ先生** インボイス発行事業者としての登録をするかどうかは任意です。取引先が課税事業者でインボイスを必要とするかどうかなどを考慮して登録するか否かを判断するのが良いと思います。

**リサ** 事業者がインボイス発行事業者でない事業者に対して、取引価格の引下げなどを要請しても問題ありませんか？

**サキ先生** 事業者がインボイス発行事業者でない事業者に対し、取引価格の引下げなどを要請し、双方納得の上で取引価格を設定すれば、直ちに問題になるものではありませんが、例えば、一方的に通告する行為は優越的地位の濫用として、独占禁止法や下請法上問題になるおそれがありますので注意が必要です。



### 【筆者紹介】

**手嶋浩明**（てしま・ひろあき）

1972年生まれ。東京国税不服審判所審判部、東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。

## 誰が食べるか50万円のおせち

令和4年度の税収が過去最高だったらいい。「らしい」というのは実感がないから。企業はそんなに儲かったの？ 庶民の懐は温かいの？ とはいえ、コロナ禍でのさまざまな制限から解放されるなど、これまでより「浮かれ気分」で新年を迎えることができそう。

昨今、北風が強い百貨店業界も正月だけは別とばかり、老舗高級料理店で作られたおせちを並べている。値段は最高が約50万円！ ポリュームゾーンは10万円台といったところ。一般的には1~3万円のもの家庭をにぎわすようだが、さて、世の中は必ずしも「おせち料理」が好きという人ばかりとは限らない。昆布巻きが「喜ぶ」につながり、数の子が「子孫繁栄」を願うなどの「縁起物」だとしても。ある調査によると「おせち料理が好き？」との問いに、「そうでもない」と答えたのが45%以上にのぼった。理由は「飽きる」「おいしくない」「味が甘すぎる」など。たしかに…。

飯はよいものと気のつく松の内…という古川柳を見つけた。

高温や豪雨に見舞われ、野菜や果物などの農作物がおしなべて不作だった日本列島の、なんと、米の作柄は例年どおりだという。高温多湿向きの作物。飯はよいものだ！



### 【筆者紹介】

藤木順平 (ふじき・じゅんぺい)

フリーランスライター。日本笑い学会会員。

### 編集後記

11月に入り冬の気配が感じられる季節になりました。秋の訪れとともに、自然は色とりどりの美しい変化を見せてくれます。風に揺れる葉っぱは、まるで火を灯したように美しく輝きます。この美しさは、秋の季節にしか味わえない特別な景色です。

秋の味覚もまた楽しみのひとつです。収穫の季節で、新鮮な野菜や果物が豊富に手に入ります。りんご狩りやぶどう狩りに出かけ、自然の恵みを味わうのは、秋ならではの楽しみです。また、秋刀魚や栗、松茸など、秋の食材は料理に彩りと風味を添えてくれます。

秋はスポーツの季節でもあります。野球のシーズンが絶

頂を迎え、応援団の熱気に球場が包まれます。また、ランナーやサイクリストにとっても、涼しい秋の季節はアクティビティを楽しむ絶好の時期です。美しさと運動の組み合わせは、心身ともにリフレッシュさせてくれます。

散歩にも最高の季節です。道端には色とりどりの落ち葉が積もり、そのひとつひとつが秋の証です。歩くたびに、足元でカサカサと音を立てて葉っぱが広がり、心を和ませます。

秋はこれからが本番です。皆様におかれましても自然、食、スポーツ、文学など、エネルギーに秋を楽しんでください。

広報委員 岡 正丈

### 最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくらか心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？ 区民葬とはどんな葬儀？

### 博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F  
 ☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701  
 ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります  
 生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



### 法人会からのご案内

### 企業・商品などのPRに活かしませんか？ 会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局  
 (☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

### 広報誌に企業・商品等の広告を掲載!

| 掲載ページ | 1回の掲載料<br>(会員価格/未加入法人価格)  | サイズ・色     |
|-------|---------------------------|-----------|
| ※裏表紙  | 110,000円(税込)/132,000円(税込) | A4サイズ・カラー |
| 裏表紙裏面 | 33,000円(税込)/44,000円(税込)   | A5サイズ・1色  |
| 記事中   | 33,000円(税込)/44,000円(税込)   | A5サイズ・1色  |
|       | 55,000円(税込)/66,000円(税込)   | A4サイズ・1色  |

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

### 御社のチラシを広報誌に同封し配布!

| チラシ同封基本料金 | 会員価格         | 未加入法人価格      |
|-----------|--------------|--------------|
| 1回分       | 70,000円(税込)  | 90,000円(税込)  |
| 3回分       | 189,000円(税込) | 243,000円(税込) |
| 6回分       | 336,000円(税込) | 432,000円(税込) |
| 12回分      | 504,000円(税込) | 648,000円(税込) |

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

### 当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR!

| HP掲載料金       | 掲載料金        |
|--------------|-------------|
| トップ頁と協賛企業一覧頁 | 13,200円(税込) |
| 協賛企業一覧ページのみ  | 6,600円(税込)  |

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は1月を起算として1年となります。

◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考・・・この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

# 100<sup>th</sup>

## とこしえに紡ぐ絆

未来に向かって、あたらしい絆を、この地で

幾世を経て、お客さまとの信頼関係をもとに

かけがえない絆を紡いできました

100年分の感謝を心に刻み

いつまでも頼りがいのある存在であるために

お客様一人ひとりと真摯に向き合い、寄り添い続けます



金庫創立100周年  
ホームページ

健



未来へ、今日も明日も。  
**興産信用金庫**

1923年3月23日 創立  
2023年3月23日 100周年

昭和30~40年代をイメージして作画。実際とは異なる描写も含まれます。

定価一六五円(税込)

法人会  
**消費税期限内納付**  
推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会  
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13  
TEL.03-3294-2531 FAX.03-3294-2500  
<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太  
編集人 田中良一